

災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、社団法人茨城県建設業協会会長、社団法人栃木県建設業協会会長、社団法人群馬県建設業協会会長、社団法人埼玉県建設業協会会長、社団法人千葉県建設業協会会長、社団法人東京建設業協会会長、社団法人神奈川県建設業協会会長、社団法人山梨県建設業協会会長及び社団法人長野県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関東地方整備局管内において地震・大雨等の自然現象及び予期できない災害等が発生し又はそのおそれがある場合に、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 各都県建設業協会（以下「各協会」という。）の業務実施範囲は、各協会の所在する都県内とする。

（緊急連絡先会員名簿）

第3条 乙は、業務が早急に実施できるよう、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲に報告するものとする。

2 前項に定める緊急連絡先会員名簿は、各協会の支部ごとに取りまとめるものとする。
なお、取りまとめ方法については、別に定めるものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、関東地方整備局管内に災害が発生し又はそのおそれがある場合において必要と認めるときには、各協会を構成する会員（以下「会員」という。）に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

（協力要請の実施手順）

第5条 甲は、関東地方整備局管内に災害が発生し又はそのおそれがある場合において必要と認めるときには、乙に会員の情報収集を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 甲は、乙からの情報に基づき、業務を実施する会員を特定するものとする。

4 特定された会員は、甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）の指示により業務を実施するものとする。

5 上記に係る実施手順の詳細については、別に定めるものとする。

(契約の締結)

第6条 事務所長等が、第5条に基づき特定した会員に業務を指示したときは、延滞なく業務の内容に応じた契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれからの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(その他)

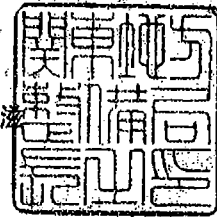
第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書10通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成21年 3月 6日

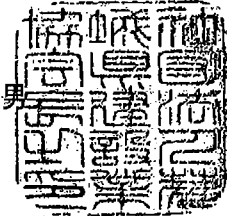
甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長

菊川



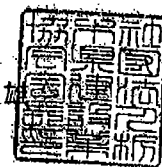
乙 茨城県水戸市大町3-1-22
社団法人 茨城県建設業協会 会長

岡部英



栃木県宇都宮市築瀬町1-9-58-1
社団法人 栃木県建設業協会 会長

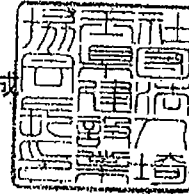
渡邊勇



群馬県前橋市元総社町2番13
3
社団法人 群馬県建設業協会 会長 小島 秀 壽



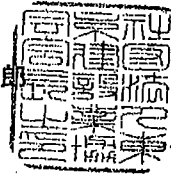
埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7
社団法人 埼玉県建設業協会 会長 古 郡 一 成



千葉県千葉市中央区中央港1-13-1
社団法人 千葉県建設業協会 会長 鈴木 雅 博



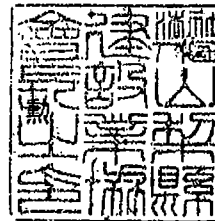
東京都中央区八丁堀2-5-1
社団法人 東京建設業協会 会長 山 田 恒太郎



神奈川県横浜市中区太田町2-22
社団法人 神奈川県建設業協会 会長 三 木 崇



山梨県甲府市丸の内1-14-19
社団法人 山梨県建設業協会 会長 井 上



長野県長野市南石堂町1230
社団法人 長野県建設業協会 会長 佐々木

